

平成 18 年 4 月 14 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 12 号

「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、近年整備されてきた他の会計基準との整合性や国際的な会計基準との調和の観点から、棚卸資産について、これまでの原価法と低価法の選択適用を見直し、収益性の低下による簿価切下げという考え方に基づいた評価基準や開示に関して検討を行っております。あわせてトレーディング目的で保有する棚卸資産に関する時価評価の適用についても検討しております。

これまで、平成 17 年 10 月には「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」を公表し、これに対して寄せられたコメントも参考にするなど、「棚卸資産の評価原則に関する会計基準」を取りまとめるために審議を重ねてまいりましたが、平成 18 年 4 月 11 日の第 102 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 5 月 29 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：inv@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂く際の便宜に資するために本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く場合には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目的

本公開草案は、棚卸資産の評価原則、すなわち期末における評価基準及び開示について定めることを目的としている。そのため、先入先出法や後入先出法などの評価方法に関しては、取り扱っていない。

■ 会計処理

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

(1) 正味売却価額への簿価切下げ

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

この場合の正味売却価額は、売価（＝売却市場における時価）から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう。正味売却価額が参照できないときには、一定の条件のもとで正味売却価額に準ずる方法による価額や再調達原価の採用も認められる。

(2) 洗替え法と切放し法の選択適用

継続適用を原則として、棚卸資産の種類ごと、簿価切下げの要因ごと（物理的な劣化、経済的な劣化、市場の需給変化に起因する売価の低下）に前期の簿価切下額の戻入れを行う方法（洗替え法）と行わない方法（切放し法）を選択適用できる。

トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益とする。

■ 開示

通常の販売目的で保有する棚卸資産の開示

(1) 損益計算書における表示

これまでの会計基準等に基づく品質低下や陳腐化による評価損と低価法評価損を会計処理上は相違のないものとして扱い、収益性の低下による簿価切下額は売上原価とし、棚卸資産の製造に不可避免的に発生するものであるときには製造原価として処理する。ただし、簿価切下額が、販売促進に起因し、かつ、その金額に重要性がある場合には、販

売費として処理する。

また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、次のような臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。

重要な事業部門の廃止

災害損失の発生

(2) 損益計算書における注記

収益性の低下に基づく簿価切下額（洗替え法による戻入額を含む。）に関しては、注記又は売上原価等の内訳科目として示すこととしたが、重要性が乏しい場合には、この限りではない。

トレーディング目的で保有する棚卸資産の開示

トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する。

■ 適用時期

平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

■ 適用初年度の取扱い

本公開草案が適用される最初の事業年度において、簿価切下額が多額に発生し、それが期首の棚卸資産に係るものである場合、次のいずれかの方法により特別損失に計上することができる。

(1) 本公開草案を期首から適用したとみなし、変更差額を特別損失に計上する方法

(2) 本公開草案を期末から適用するが、変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上する方法

[参 考] 収益性の低下の判断や簿価切下げのための評価額

評 価 額	意 義	摘 要
正味売却価額(第 5 項) 市場価格に基づく価額による	<ul style="list-style-type: none"> 正味売却価額 = 売価 - 見積追加製造原価 - 見積販売直接経費 売価 = 購買市場と売却市場が区別されている場合における売却市場の時価 	<ul style="list-style-type: none"> 売却市場において観察可能な市場価格に基づく価額を売価とする。
合理的に算定された価額による	同 上	<ul style="list-style-type: none"> 市場価格が観察できない場合、売却市場において合理的に算定された価額を売価とする。 当該価額は、同等の棚卸資産が実際に販売可能な価額として見積ることが適当である。(第 49 項)。 これには、期末前後での販売実績に基づく価額を用いる場合や、契約により取り決められた一定の売価を用いる場合を含む(第 8 項、第 49 項)。
正味売却価額に準ずるもの(第 9 項)	次のような方法による価額 <ul style="list-style-type: none"> 帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法 一定の回転期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げる方法 	営業循環過程から外れた滞留又は処分見込の棚卸資産に適用(第 9 項)
再調達原価(第 6 項)	購買市場と売却市場が区別されている場合における購買市場の時価	原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く認められる場合に適用(第 10 項)

以 上